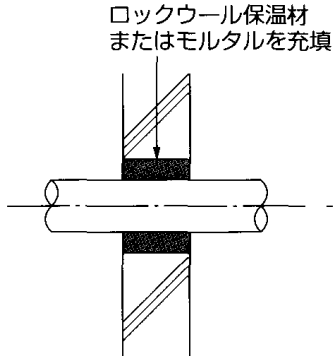
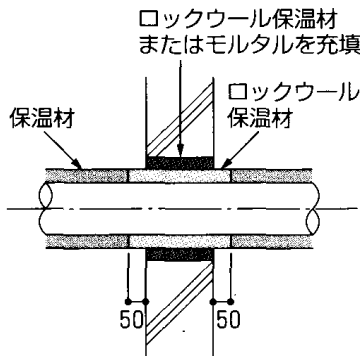
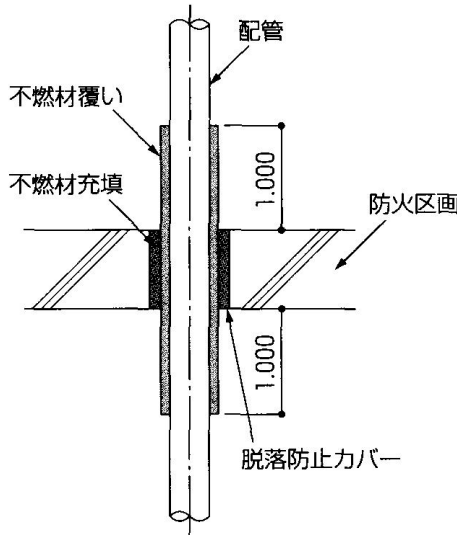


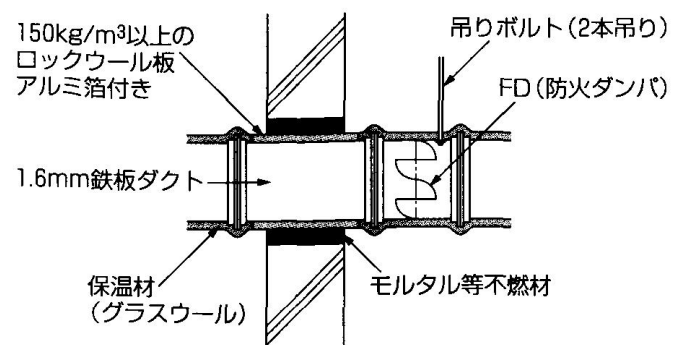
H-44	防火区画貫通処理	
適用範囲		
1. 配管の防火区画貫通処理 a. 不燃材の配管の場合 不燃材以外のスリーブ（紙製仮枠等）を使用した場合は、配管前に取り除く。  不燃材の配管（保温材なし）  不燃材の配管（保温材あり） b. 不燃材以外の配管の場合  不燃材以外の配管（保温材なし） 防火区画： 建築基準法施行令第 112 条 防火壁： 建築基準法施行令第 113 条 界壁・間仕切り壁・小屋裏隔壁： 建築基準法施行令第 114 条		

塩ビ管が防火区画を貫通する場合					
給水管などの用途	覆いの有無	給水管などが貫通する床、壁、柱または梁などの構造区分			
		防火構造	30分耐火構造	1時間耐火構造	2時間耐火構造
配電管		82mm	82mm	82mm	82mm
給水管		100mm	100mm	100mm	75mm
排水管および排水管に付属する通気管	覆いのない場合	100mm	100mm	75mm	50mm
	厚さ0.5mm以上の鉄板で覆われている場合	125mm	125mm	100mm	75mm
(昭和44年建設省告示第3183号)					

2. ダクトの防火区画貫通処理の施工方法

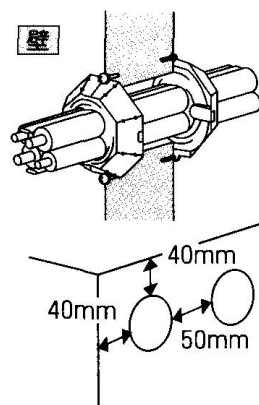
防火区画貫通部には1. 6mm以上の鉄板ダクトとし、防火ダンパーを取り付ける。

ダクトの防火区画貫通処理

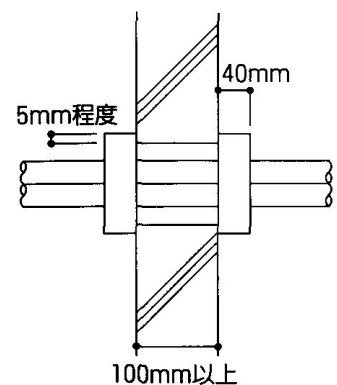


3. 冷媒管の防火区画貫通処理の施工方法

令8区画の場合は相互を200mm以上離す。



開口部（壁内部）に充填する必要はない。



注) 令8区画とは、消防法施行令第8条に規定されている区画のことをいう。

壁の場合（大臣認定番号 PS060WL-9067（壁））

冷媒管の防火区画貫通処理

4. さや管の防火区画貫通処理の施工方法

さや管の防火区画貫通処理は、壁・床ともに各製造メーカーが取得している大臣認定工法により施工する。

留意事項

- ・ 配管、電線管は貫通部の前後で支持を取る。
- ・ ダンパー操作用天井点検口は点検できる大きさとし、最低 450×450 以上とする。
- ・ 大臣認定工法の場合は前提条件を確認し、決められた施工を行う。
- ・ 所轄官庁による指導内容を事前に確認し施工する。
- ・ 防火区画部のロックウール材は、厚さ 25mm を原則とする。